

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	
<p>[第1条～第7条 略]</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 公文書室は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなり特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>[第9条～第34条 略]</p>	<p>[第1条～第7条 同左]</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 公文書室は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることとなり特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>[第9条～第34条 同左]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>